

事前説明第2号

札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更 (第1清掃工場)

札幌市環境局環境事業部

目次

1. 都市計画の変更内容(概要)
2. 発寒清掃工場更新事業
3. 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
4. 環境影響評価手続き
5. 今後のスケジュール(予定)

目次

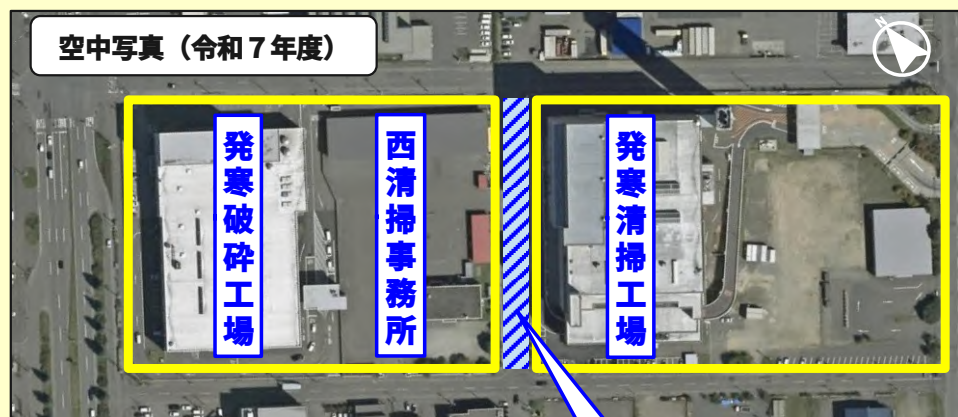
1. 都市計画の変更内容(概要)
2. 発寒清掃工場更新事業
3. 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
4. 環境影響評価手続き
5. 今後のスケジュール(予定)

1-1. 都市計画の変更内容(概要)

項目	名称	位置	面積
変更前	発寒清掃工場 (第1清掃工場)	札幌市西区発寒15条14丁目	約45,600㎡
変更後	変更なし	変更なし	約47,100㎡

変更前

○2つの敷地にまたがる計画



面積：約45,600㎡

変更後

○市道を廃道し、区域・面積を拡大する計画



面積：約47,100㎡

目次

1. 都市計画の変更内容(概要)
- 2. 発寒清掃工場更新事業**
3. 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
4. 環境影響評価手続き
5. 今後のスケジュール(予定)

2-1.事業の背景・経緯

① 効率的な収集・安定的な焼却体制の確保

➤ 現在の3清掃工場体制を維持

② 施設老朽化への対応

➤ 老朽化が進む発寒清掃工場更新が急務

発寒清掃工場の建替えが必要

※更新が同時期にあたる北石狩衛生センター（石狩市、当別町）の可燃ごみ受入れも担う施設とする計画



2-2. 上位計画における事業の位置づけ

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
(市の総合計画)

環境部門の個別計画

第2次札幌市環境基本計画
(環境保全に関する施策)

廃棄物部門における実施計画

新スリムシティさっぽろ計画
(札幌市一般廃棄物処理基本計画)

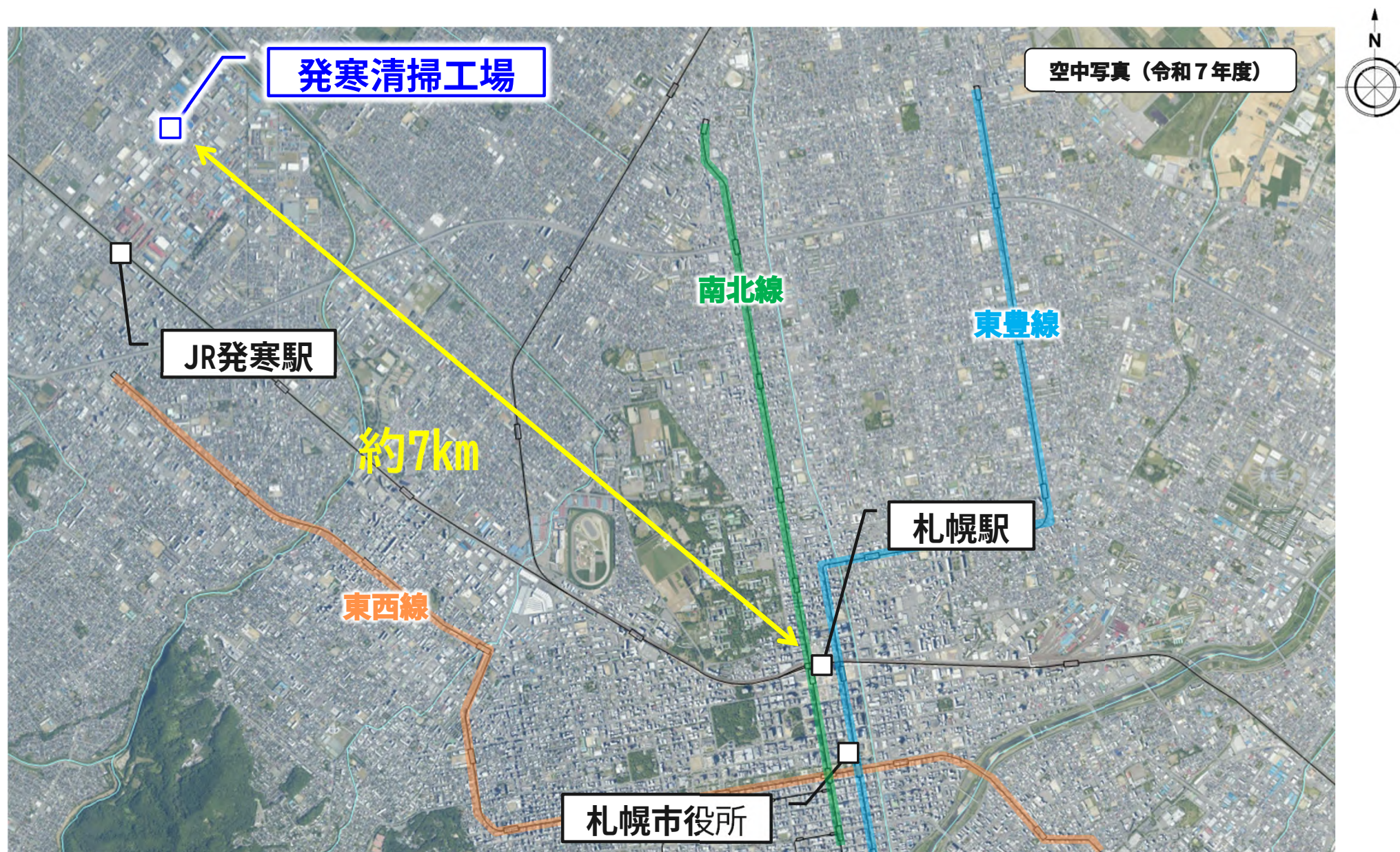
施設整備の基本的方向性

発寒清掃工場更新基本構想
(令和5年6月策定)

施設機能や配置等に関する計画

発寒清掃工場更新事業基本計画
(令和7年5月策定)

2-3.事業計画 -事業用地と周辺図-



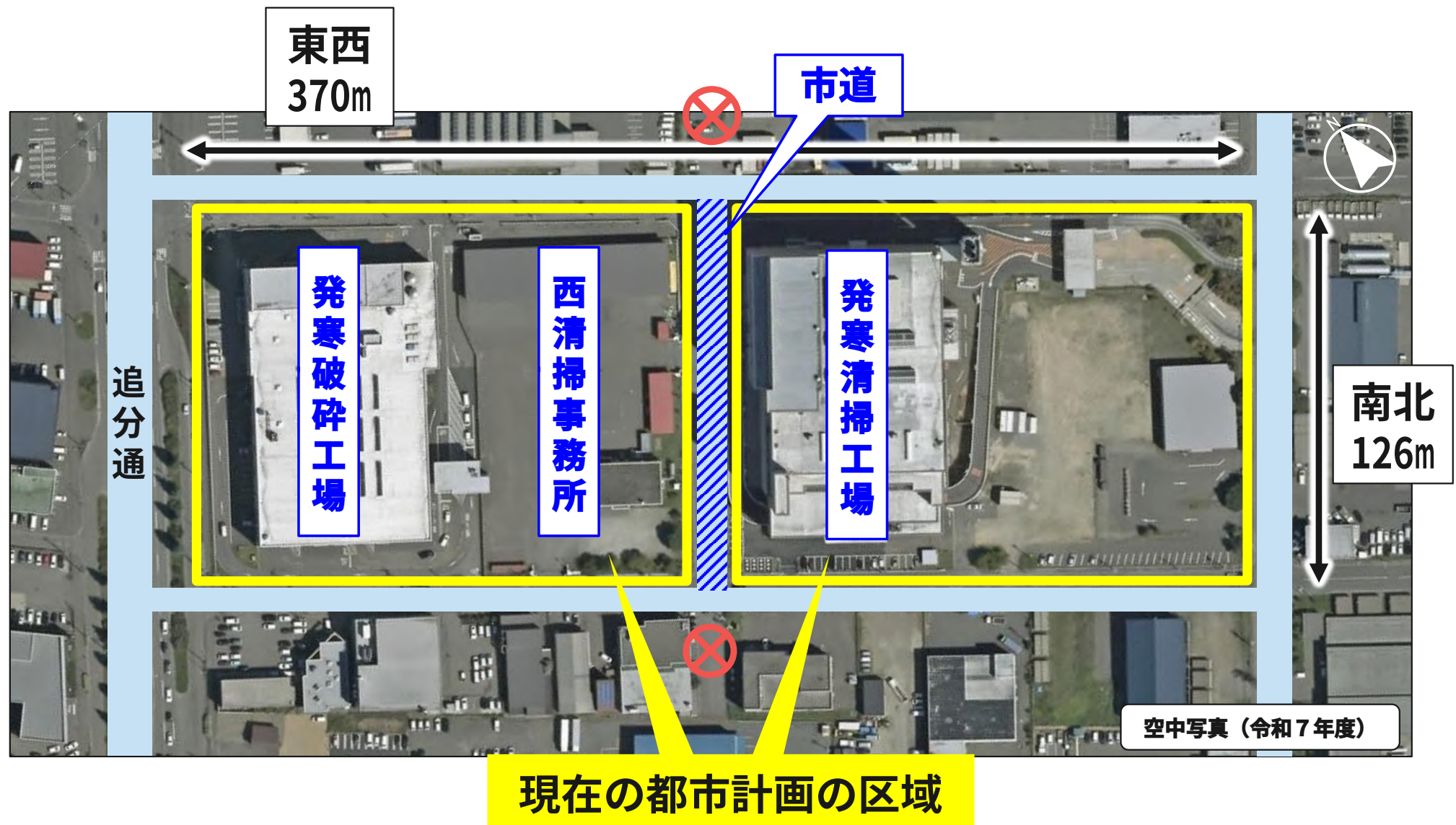
2-3. 事業計画 -事業用地と周辺図-



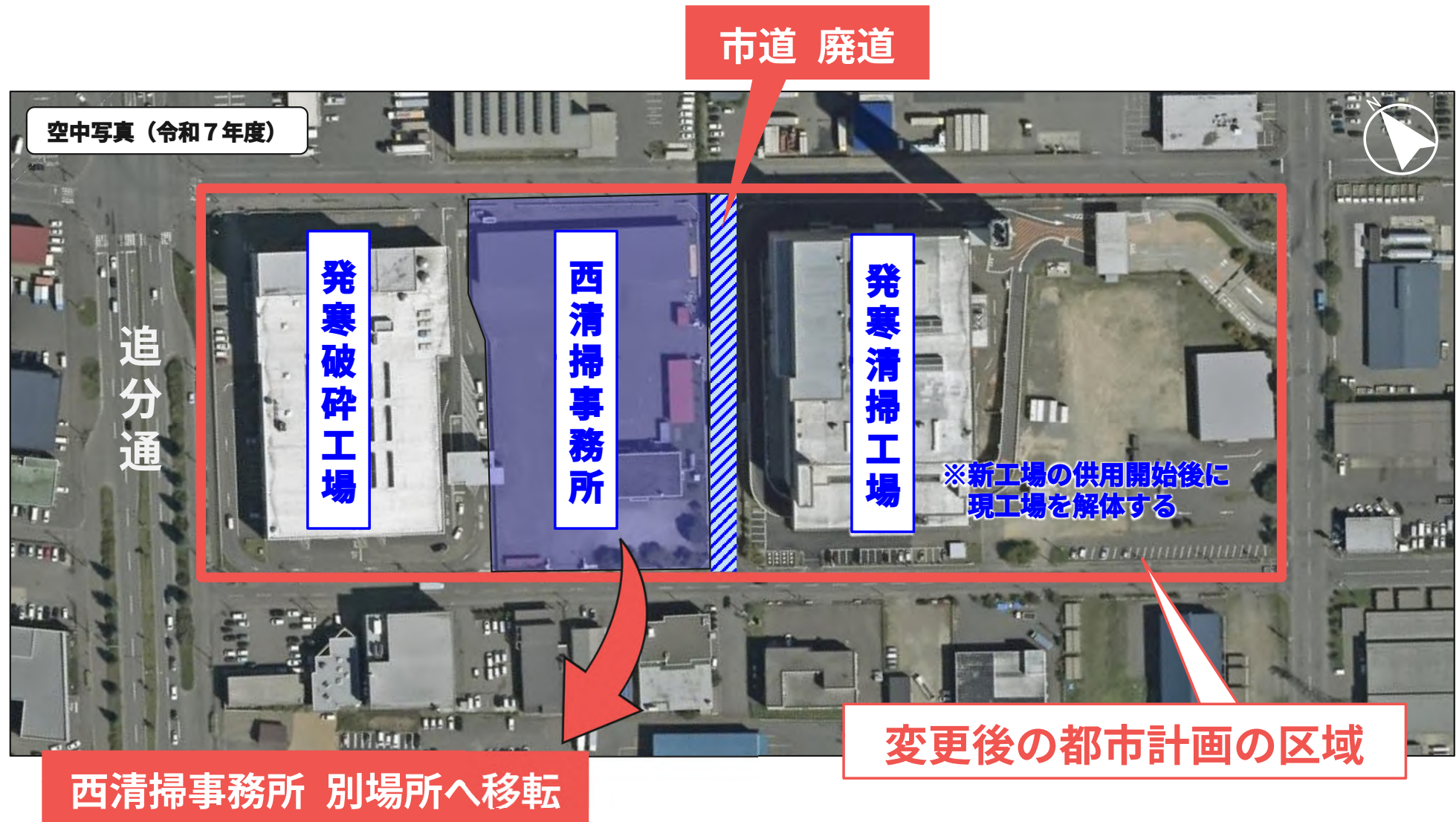
2-3.事業計画 -事業用地と周辺図(用途地域)-



2-4.事業計画 -事業用地と施設配置(現在)-



2-5.事業計画 -事業用地と施設配置(予定)-



2-5.事業計画 -事業用地と施設配置(予定)-



○整備スケジュール(予定)

令和9年度
(2027年度)
事業者選定



令和10年度
(2028年度)
建設工事開始

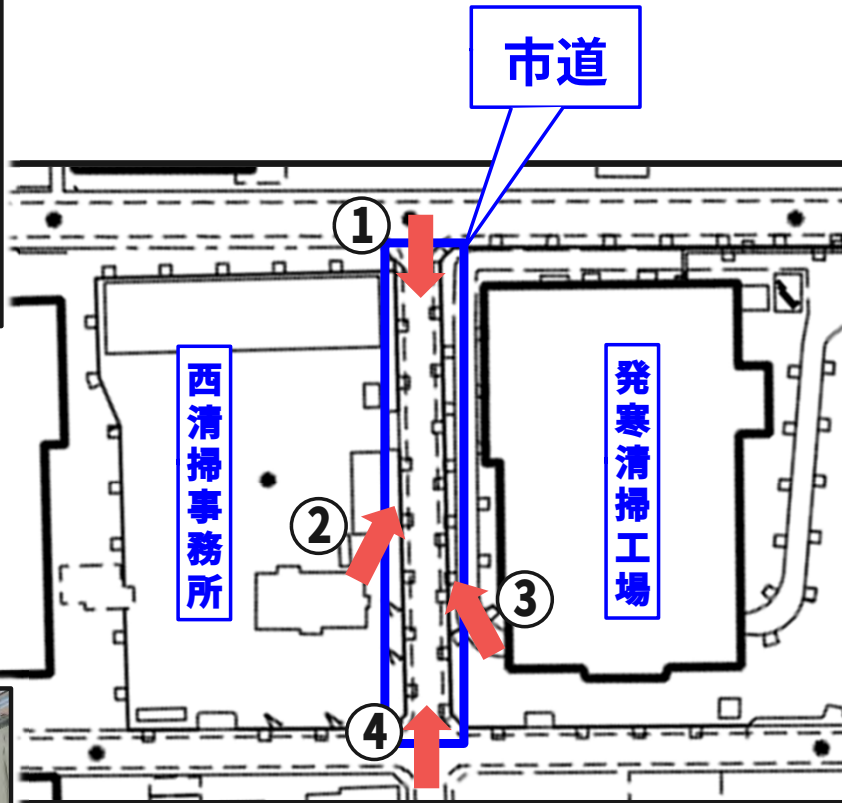


令和16年度
(2034年度)
供用開始



令和21年度
(2039年度)
現工場解体完了

2-6. 廃止する市道の状況(北発寒第98号線)



2-7.事業計画 -施設概要-

現在の工場との処理能力の比較

項 目	(新)発寒清掃工場	(現)発寒清掃工場
稼働時間	24時間連続	同 左
煙突高さ	地上100m	同 左
処理能力	640t/日	600t/日
供用開始年	2034(R16)年予定	1992(H4)年

(現)発寒清掃工場
600t/日
北石狩衛生センター (石狩市、当別町)
180t/日

集約化

(新)発寒清掃工場 処理能力
640t/日
(札幌市分 570t/日 石狩市・当別町分 70t/日)

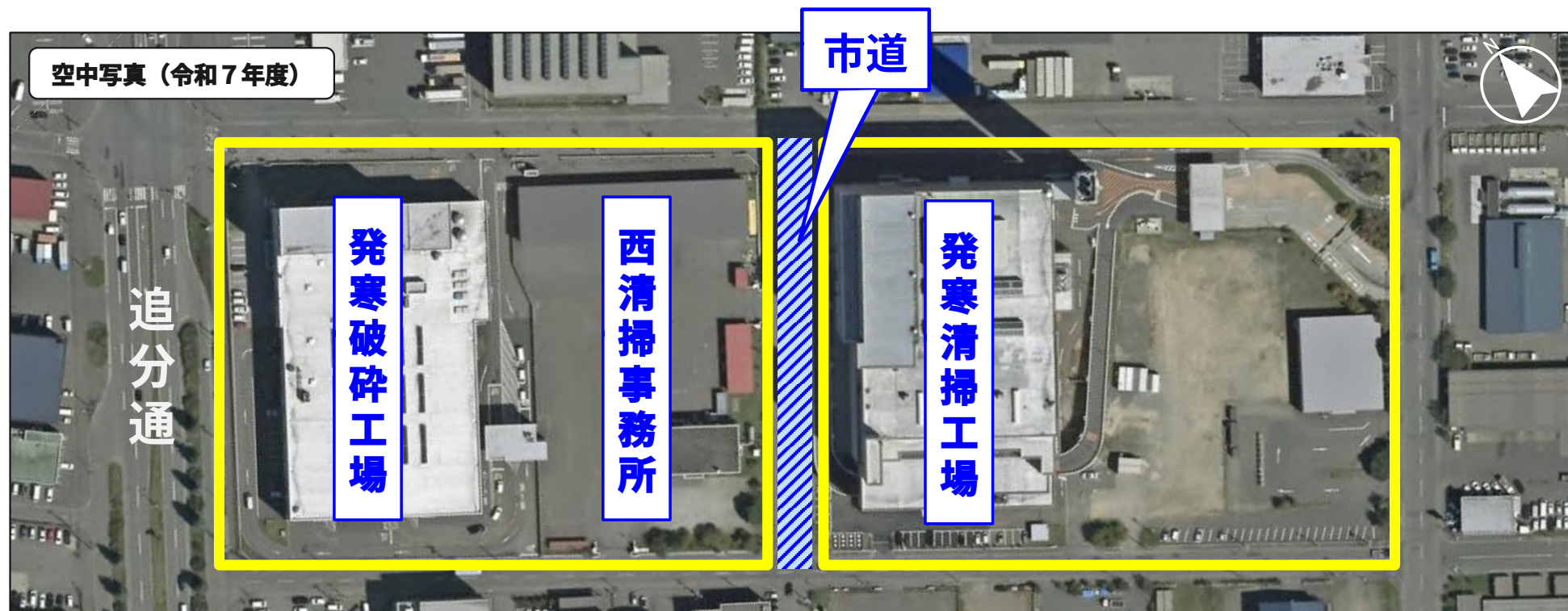
目次

- 1.都市計画の変更内容(概要)
- 2.発寒清掃工場更新事業
- 3.札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
- 4.環境影響評価手続き
- 5.今後のスケジュール(予定)

3-1.都市計画決定の変更内容(現在)

現在の都市計画の内容

※2つの敷地にまたがる計画



面積：約45,600m²

3-2.都市計画決定の変更内容(変更後)

変更後の都市計画の内容

※市道を廃道し、区域・面積を拡大する計画



面積：約45,600m² ⇒ 約47,100m²に拡大変更

○住民説明会の実施

＜発寒清掃工場更新事業 住民説明会＞
日時：令和7年3月22日（土）
場所：発寒清掃工場4階大会議室
参加人数：17名

都市計画変更に関する意見なし

目次

1. 都市計画の変更内容(概要)
2. 発寒清掃工場更新事業
3. 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
- 4. 環境影響評価手続き**
5. 今後のスケジュール(予定)

4-1.環境影響評価手続き

環境影響評価とは

事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行ってその結果を公表し、いただいた意見を参考にして、事業を環境保全上、より望ましいものとしていく仕組み

- ▶ 環境影響評価法 ⇒ (新)発寒清掃工場は対象外×
- ▶ 札幌市環境影響評価条例 ⇒ (新)発寒清掃工場は対象○

札幌市環境影響評価条例

都市計画に定められる都市施設に係る第一種事業については、環境影響評価の手続きを都市計画の決定又は変更をする手続きと併せて行うものとする。

4-2. 環境影響評価手続きの流れ

配慮書

事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討

※第121回都市計画審議会で配慮書段階に関連説明を実施（令和5年6月）

方法書

環境影響評価の方法（調査・予測・評価の手法）

準備書

環境影響評価の結果 ※現在結果の取りまとめ中

令和8年7月時点 手続き中

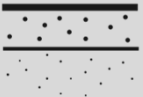
評価書

準備書に対する意見を踏まえて必要に応じて修正

事後調査 報告書

環境保全措置等の実施状況

4-3.環境影響評価の項目

選定項目		工事中	完成後
	大気質	☐	☐
	騒音/振動	☐	☐
	悪臭		☐
	低周波		☐
	水質		
	地形及び地質		

選定項目		工事中	完成後
	日照/電波		☐
	植物/動物/生態系		
	景観		☐
	人と自然との触れ合いの活動の場		☐
	廃棄物等	☐	☐
	温室効果ガス		☐

☐ : 環境要素として選定する項目

空欄 : 事業特性および地域の状況等から、選定しない項目

4-4.環境影響評価の結果(大気質：煙突排ガス)

長期平均濃度（年平均値）

1年の長期間にわたって
大気にどのくらい影響を与えるか予測

項目	予測結果	環境保全目標	評価
二酸化硫黄（ppm）	0.002	0.04以下	○
二酸化窒素（ppm）	0.036	0.06以下	○
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.027	0.10以下	○
ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.0118	0.60以下	○
水銀（μgHg/m ³ ）	0.0023	0.04以下	○

短期高濃度（1時間値）

短時間（1時間程度）で
大気にどのくらい影響を与えるか予測

項目	予測結果（1時間値）	環境保全目標	評価
二酸化硫黄（ppm）	0.0558	0.10以下	○
二酸化窒素（ppm）	0.0898	0.10以下	○
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0584	0.20以下	○
塩化水素（ppm）	0.0181	0.02以下	○

目次

1. 都市計画の変更内容(概要)
2. 発寒清掃工場更新事業
3. 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更
4. 環境影響評価手続き
5. 今後のスケジュール(予定)

5-1. 今後のスケジュール(予定)

- ▶ ① 令和8年7月24日 都市計画審議会(事前説明) 【本日】
- ▶ ② 令和8年9月上旬 都市計画法に基づく案の縦覧(2週間) 【予定】
- ▶ ③ 令和9年1月25日 都市計画審議会(諮問) 【予定】
- ▶ ④ 令和9年7月下旬 都市計画変更告示 【予定】

項目		令和8年							令和9年							
		4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
環境影響評価	準備書公告・縦覧				→											
	環境影響評価審議会				→	→	→	→								
	市長意見								●							
	評価書公告・縦覧															→
都市計画	事前説明		●													
	都市計画案の縦覧				→											
	諮問								●							
	都市計画変更告示														●	

現在の段階

時期を合わせるように努める

踏まえる

時期を合わせるように努める